

地域医療再生計画の変更・延長について

1 概要

地域医療再生計画（置賜、庄内・最上、第1次山形県、第2次山形県）について、平成 25 年度が計画期間の最終年度となっているため、事業の実績や今後の見込みを踏まえ、計画の変更・延長を行ったもの。

2 計画の変更について

事業実績及び実績見込みを踏まえ、全体的に計画額の変更等を行った。

（「軽微な変更」として厚生労働大臣の承認手続きは不要である旨、厚生労働省から確認済み。）

3 計画の延長について

厚生労働省が定める要領の改正により、平成 25 年度末までに開始した事業については厚生労働大臣の承認を受けただうえで最長平成 27 年度末まで延長することが可能とされた。

これを受け、平成 26 年度以降も継続が必要な事業について、他事業の執行残額等の活用により延長することとし、平成 25 年 12 月 26 日付けで厚生労働大臣の承認を得た。（平成 26 年 2～3 月に追加の承認手続きを実施中）

計 画	主な事業	延長の有無
置 賜	<p>【医師確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山大医学部との連携等による医師確保対策（修学資金、寄付講座、各種ガイダンスの開催、県外在住者への情報発信等） ・ 置賜地域の医師確保対策（研修施設・院内保育所整備） <p>【周産期・救急医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合周産期母子医療センターの整備 ・ 総合療育訓練センターへの新たな医療棟の整備 <p>【地域医療連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療情報ネットワークの構築 	<p>→延長（各種ガイダンスの開催、県外在住者への情報発信） （修学資金、寄付講座は、第2次山形県計画において継続）</p> <p>→整備終了</p> <p>→整備終了</p> <p>→延長</p> <p>→整備終了</p>

計 画	主な事業	延長の有無
庄内 ・最上	【救急医療等】 ・ドクターヘリ導入 ・大人の救急電話相談の設置 【地域医療連携】 ・医療情報ネットワークの構築 【医療従事者の確保】 ・看護職員の確保及び質の向上	→整備終了 →第2次山形県計画において継続 →整備終了 → 延長
第1次 山形県	【高度・専門医療機能を持つ医療機関等の整備・拡充】 ・広域連携臨床実習、医師公舎・会議研修棟整備 ・高規格救急車の整備 ・三次精神科医療を担う鶴岡病院の改築整備 【連携医療機関の整備拡充、退院支援の体制強化】 ・精神科緊急入院患者の受入れ体制の整備 ・医療機能の役割分担、在宅医療、医療情報連携の推進	→広域連携臨床実習は第2次山形県計画において継続 医師公舎・会議研修棟整備は整備終了 →整備終了 → 延長 → 延長 → 延長 （在宅医療は、第2次山形県計画において継続）
第2次 山形県	【医師確保対策】 ・医学生等への修学資金等の貸付 ・医師のキャリアアップに対する支援（寄付講座、広域連携臨床実習） 【在宅医療の推進】 ・地域における取組みへの支援 ・大人の救急電話相談 【災害時の医療提供体制の確保】 ・災害時医療調整機能の整備（連絡会議、訓練） ・S C U（広域搬送拠点臨時医療施設）の設置 ・D M A T 専用車両の整備に対する支援	→ 延長 → 延長 → 延長 → 延長 → 延長 → 延長 → 延長